

遺産分割について

1. 相続人が複数いる場合の遺産分割

相続人が複数いる場合、相続人が協議した結果を遺産分割協議書にまとめ、遺産分割を進めます。

遺産分割協議をするにあたっては、必ず**共同相続人全員が参加**しなければならず、**一人でも不参加者がいればその協議は無効**となります。それは、遺産分割協議が相続人全員の意思かどうか確認するために、全員参加が要件となるからです。

そのためには、

- ①相続人の調査と確定
 - ②相続財産の調査と確定
- することが重要となります。

2. 相続発生後のスケジュールの目安と必要な手続き

亡くなったことを知った日

3カ月以内

4カ月以内

10カ月以内

相続の放棄・
限定承認期限

所得税の準確定
申告・納付*

相続税の
申告・納付

相続人の確定作業

相続財産・債務の把握

相続放棄・限定承認の検討

遺言書の確認・検認手続
(発見後遅滞なく但し税申告等は延伸しない)

遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

死亡届及び各種変更手続
(年金・保険・不動産・預貯金・有価証券・水道高熱代・電話・クレジットカード・会員権・
会員カード・メール・・・etc)

相続財産・債務の評価
概算相続税の計算
納税資金計画の検討
各種特例の適用を受けるかどうかの検討

*準確定申告は、被相続人（死亡した方）の所得税について申告するものです。人（被相続人）が死亡した場合、その故人は所得税の確定申告をすることができません。そこで、その相続人が代って確定申告をすることになります。これを「準確定申告」と呼びます